

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】 国民健康保険課・国保資格給付係

個人情報ファイルの名称	国保総合システム
行政機関等の名称	富津市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	国民健康保険課
個人情報ファイルの利用目的	<p>① 富津市国民健康保険に係る診療報酬明細書の点検事務</p> <p>② 高額療養費給付事務（高額療養費多数回判定事務）</p> <p>③ 国民健康保険療養費支給事務</p> <p>④ 高額介護合算療養費給付事務</p>
記録項目	<p>（①富津市国民健康保険に係る診療報酬明細書の点検事務）</p> <p>1 証番号、2 受診者情報（氏名、生年月日、性別）、3 診療年月、4 審査年月日、5 医療機関名、6 機関コード、7 決定点数、8 公費有無、9 入外別、10 給付割合、11 診療・療養費別、12 点数表、13 療養費種別、14 実日数、15 食事基準額、16 処方機関名、17 処方機関コード、18 第三者行為有無、19 給付制限有無、20 高額療養費有無、21 傷病情報（傷病名、負傷年月日、診療内容、処方内容）</p> <p>（②高額療養費給付事務（高額療養費多数回判定事務）</p> <p>1 被保険者番号、2 世帯主氏名カナ、3 世帯主氏名漢字、4 保険者番号、5 地区コード、6 郵便番号、7 住所、8 高額療養費の発生した受診月、9 被保険者の受診年月、10 受診した被保険者の氏名、11 受診した被保険者の性別、12 受診した被保険者の生年月日、13 受診した被保険者の課税状況、14 受診した被保険者の所得区分、15 受診した被保険者の前期高齢者該当の有無、16 受診した被保険者の特殊区分該当の有無、17 受診した被保険者の高額特例又は医療特例の該当の有無、18 受診した被保険者の被保険者区分、19 受診した前期高齢被保険者の特定限度額、20 特定多数該当の有無、21 千葉県内の市町村から転入したことによって富津市国民健康保険の資格を取得した場合における従前の市町村名（従前の国民健康保険保険者名）、22 千葉県内の市町村から転入したことによって富津市国民健康保険の資格を取得した場合における従前の市町村の国民健康保険の転出による資格喪失年月日、23 千葉県内の市町村から転入したことによって富津市国民健康保険の資格を取得した場合における富津市国民健康保険の資格取得年月日、24 千葉県内の市町村へ転出したことによって富津市国民健康保険の資格を喪失した場合における転出先の市町村名（転出先の国民健康保険保険者名）、25 千葉県内の市町村へ転出したことによって富津市国民健康保険の資格を喪失した場合における転出先の市町村の国民健康保険の転入による資格取得年月日、26 千葉県内の市町村に転出したことによって富津市国民健康保険の資格を喪失した場合における富津市国民健康保険の資格喪失年月日</p> <p>（③国民健康保険療養費支給事務）</p> <p>1 世帯主氏名、2 世帯主住所、3 受診者氏名、4 受診者生年月日、5 受診者性別、6 一部負担金割合、7 受診医療機関、8 費用額、9 一部負担金額、10 支給金額、11 支給額振込口座</p> <p>（④高額介護合算療養費給付事務）</p> <p>1 被保険者番号、2 世帯主氏名カナ、3 世帯主氏名漢字、4 保険者番号、5 地区コード、6 郵便番号、7 住所、8 高額療養費の支払方法、9 高額療養費振込先の金融機関名・支店名・口座番号</p>

	及び口座名義人、10 高額介護合算療養費支給申請受付日、11 高額介護合算療養費の申請形態、12 自己負担額（一部負担金の額から当該一部負担金に係る高額療養費の額を控除して得た額をいう）、13 被保険者の受診年月、14 受診した被保険者の氏名、15 受診した被保険者の性別、16 受診した被保険者の生年月日、17 受診した被保険者の課税状況、18 受診した被保険者の所得区分、19 受診した被保険者の前期高齢者該当の有無、20 受診した被保険者の被保険者区分、21 基準日（毎年7月31日をいう。以下同じ。）以前1年間（以下「計算期間」という。）に富津市国民健康保険以外の医療保険加入期間がある場合の当該医療保険の保険者番号及び保険者名、22 計算期間のうちに富津市国民健康保険以外の医療保険加入期間がある場合の当該医療保険加入期間並びに当該医療保険加入時の被保険者証記号及び被保険者証番号、23 計算期間のうちに富津市国民健康保険以外の医療保険加入期間がある場合の当該計算期間内にある月の一部負担金の額（当該一部負担金に高額療養費が発生しているときは当該高額療養費の額を当該一部負担金の額から控除して得た額）、24 基準日において富津市国民健康保険の被保険者である者で計算期間内に介護保険サービスを利用したものの計算期間内の加入介護保険の保険者番号及び保険者名、当該介護保険加入期間並びに当該介護保険加入時の被保険者番号、25 計算期間内の介護サービスを利用した月の介護サービス利用料の額（当該介護サービス利用料に高額介護サービス費が発生しているときは当該介護サービス費の額を当該介護サービス利用料の額から控除して得た額）、26 計算期間内に富津市国民健康保険の被保険者資格喪失がある場合の資格喪失年月日、27 計算期間内に富津市国民健康保険の被保険者資格喪失がある場合の資格喪失事由
記録範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 被保険者</li> <li>② 次の1及び2に掲げる者 <ul style="list-style-type: none"> <li>1 千葉県内の市町村から転入したことによって富津市国民健康保険の資格を取得した者</li> <li>2 千葉県内の市町村へ転出したことによって富津市国民健康保険の資格を喪失した者</li> </ul> </li> <li>③ 国民健康保険療養費支給対象者</li> <li>④ 次の1から3までに掲げる者 <ul style="list-style-type: none"> <li>1 基準日において高額介護合算療養費が発生する予定の世帯の世帯主</li> <li>2 上記1の世帯に属する富津市国民健康保険被保険者で計算期間内にある月に一部負担金の支払があるもの</li> <li>3 上記1の世帯に属する富津市国民健康保険被保険者で計算期間内にある月に介護サービス利用料の支払があるもの</li> </ul> </li> </ul>
記録情報の収集方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 国保総合システム</li> <li>② 本人（被保険者の属する世帯の世帯主）及び医療機関等（診療報酬請求明細書）</li> <li>③ 世帯主、本人</li> <li>④ 本人（被保険者の属する世帯の世帯主）</li> </ul>
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	千葉県国民健康保険団体連合会
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 富津市総務部総務課

	(所在地) 〒293-8506 富津市下飯野 2443 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 本人の数 1,000 人未満
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日 (最終修正日) : 令和 5 年 5 月 24 日